



8年目を迎えた今回は、9校からこれ迄最高の578作品の応募を頂きました。9月20日(水)の審査会では、千葉西税務署から谷田署長、中島副署長、日俣統括官、清水上席、千葉県千葉西県税事務所から岩瀬所長、石川管理課長、そして法人会吉田会長と女性部会執行部らにより、優秀作品43点を厳正選定しました。ご応募頂きました児童の皆様、ご協力下さいました多くの先生方に心より御礼申し上げます。優秀作品は、本会ホームページ、千葉西税務署さん玄関付近、千葉県千葉西県税事務所さん1階受付窓口 他に掲示しています。是非、ご来場頂き、素晴らしい優秀作品をご鑑賞下さい。(P2、P3に続く)

千葉県法人会連合会 女性部会連絡協議会 会長賞



習志野市立実籾小学校 6年 藤村さん

千葉西税務署長賞



千葉市立花園小学校 6年 池田さん

千葉西法人会 会長賞



習志野市立実籾小学校 6年 石山さん

千葉県県税事務所長賞



千葉市立磯辺第三小学校 6年 高橋さん



本会ホームページの
広報誌Web版でも
紹介しています

新年のご挨拶(会長・千葉西税務署長)
令和6年度 税制改正提言(法人会全国大会 群馬大会)
『税を考える週間』のページ
会員投稿ページ『司法書士さんのワンポイントアドバイス』(IV) -最終回-
こんにちははトップに直撃! 第31弾 株式会社かえて
地域の仲間たち 海浜飯店/㈱ここすまいる
有田久保石油/有八千代タクシー

P.1
P.4 ~
P.8
P.16
P.17 ~
裏表紙

2月16日(金)
第27回 法人会フォーラム

演題:「新しい年の行方を読み解く」
講師: 外交ジャーナリスト・作家 手嶋 龍一 氏
会場: ホテルスプリングス幕張 新館

詳しくは本誌同封チラシ又は
本会ホームページ参照

スマホ・タブレットの方は
こちらから

※千葉西法人会の事業予定はホームページをご参照ください。



令和6年 新年のご挨拶

皆様、新年おめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと存じます。

昨年6月、会長職をお受けし、早くも、半年となります。

5月に5類感染症移行により、本会は、今年度、順調に事業を展開しております。これも日頃の役員・会員各位からの強いご支援あってのものとお存じます。心より御礼申し上げます。

「法人会」は、特に税制面での地域のリーダーである訳ですが、6月の総会或は9月に開催された役員大会でも申し上げました通り、折角、諸先輩方が脈々と築かれてきたこの「法人会」という立派な組織を再認識し、会員の皆様にとって身近で、尚一層、役立つ団体を目指して参りたいと思っております。

企業単独では、なかなか実現できないことでも「法人会」という仲間、時にはその全国組織で一丸となって働き掛ければ、その影響力は計り知れないものとなります。丁度、ひとりひとり、1社1社が納める「税金」が、積み重なって県や国の大きなプロジェクトが成し遂げられている様に、1社の力では動かすことができないものでも、法人会組織を使うことで、それは大きな力となるということを毎年開催される総会や法人会全国大会で強く感じております。

4年間、コロナ禍で停滞を余儀なくされた諸活動も昨年は、殆どの分野で復活を遂げ、場合によっては、ネット活用の拡大等、以前は進んでいなかったゾーンにも新

たな展開を図ることができました。

嘗々とした活動を通し、会員各位がより強く成長され、そして「千葉西法人会」がより頼れる組織となって行くことを願わずには居られません。

その為には、皆様から、多くのご意見をお寄せ頂き、こうしたい、あしたいと様々なお考えを出し合って頂いて、その中で、「千葉西法人会」の利用が広まって行ければ良いのではないか、と思っている次第です。

「千葉西法人会」は、4つのブロックとその中に各々8つの支部があり、それぞれ独自の活動も進めています。会員の皆様にはどうか所属する支部でまずは、支部活動に参加頂き、そこから法人会全体の活動に反映して行くことが良いのではないかと感じております。

法人会活動の理念、「企業の発展」「地域の振興」「社会への貢献」に向け、今年も力を合わせて参りましょう。皆様のお役に立つ、身近な「千葉西法人会」に、本年もご指導・ご支援を頂戴できます様、どうか宜しくお願ひ申し上げます。

年頭に当たり、会員企業の益々のご隆盛と、ご家族、社員皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 千葉西法人会 会長
吉田 茂雄



明けましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たりまして、公益社団法人千葉西法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、吉田会長をはじめ千葉西法人会の役員並びに会員の皆様方には、税務行政に深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年の干支である「甲辰(きのえたつ)」ですが、「甲」にはまっすぐに堂々と立つ大木、「辰」は水や海の神として祀られている龍であり、活力や躍動を象徴しています。これが合わさると、「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」というとても縁起の良い意味になります。貴会におかれましては、昨年よりコロナ禍以前の活動状況に戻つつあり、「租税教室」へ多くの講師を派遣いただいていること、「税に関する絵はがきコンクール」においては、応募数が前年の最大記録をさらに更新したことなど、素晴らしい活動実績を残しておられます。皆様の熱意あるご活動に心より感謝いたしますとともに、「甲辰」の言葉のように、今までのご活動で育んだ大木から芽が出て、今年はいよいよ一層繁栄する年になりますことをご期待申し上げます。

さて、昨年10月1日より始まっております消費税のインボイス制度、本年1月より電子帳簿保存法の電子取引データの保存方法が変更になった制度につきまして、皆様方のご協力とご理解のおかげもありまして、順調に運用が始

まっております。今後も運用の中で、様々な疑問・ご不明点など出てくると思いますが、引き続き個別質問等受け付ける体制を整えておりますので、何かありましたら署へお問い合わせいただけたらと思います。

国税庁では、申告について日常使い慣れたデジタルツール(スマートフォン等)から簡単・便利に手続きを行うことができる環境構築を目指し、これまで以上に「納税者目線」を大切に、各種施策を講じてまいります。間もなく令和5年分の所得税、個人事業者の消費税及び贈与税の確定申告期を迎えます。申告期間内は、税務署は大変混雑いたします。マイナンバーカードを使用し、自宅から申請・申告ができるe-Taxの利用をお願い申し上げます。なお、千葉西税務署では、昨年同様に確定申告期間中は駐車場が使用できません。皆様方には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人千葉西法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

千葉西税務署 署長
谷田 雄司



2024 新年号
vol.174

広報

ほうじん 千葉西

目次

令和6年 新年のご挨拶	①	部会だより	⑫
第8回 税に関する絵はがきコンクール入賞作品	②	新会員紹介	⑬
令和6年度 税制改正提言(法人会全国大会)	④	今後の事業予定のご案内	⑮
『税を考える週間』のページ	⑧	会員投稿ページ「司法書士さんのワンポイントアドバイス」	⑯
税務署だより	⑨	こんにちはトップに直撃! 会員企業訪問シリーズNo.31	⑰
本部・委員会だより・ブロックだより	⑪	地域の仲間たち	裏表紙

第8回 税に関する絵はがきコンクール



入賞43作品(表紙掲載含む)

千葉西法人会女性部会長賞 (9名)

広報誌Web版でもご覧になれます



千葉市立真砂東小学校
6年 佐々木さん



千葉市立磯辺第三小学校
6年 朱さん



千葉市立花園小学校
6年 郡さん



千葉市立山王小学校
6年 福田さん



習志野市立実粉小学校
6年 加藤さん



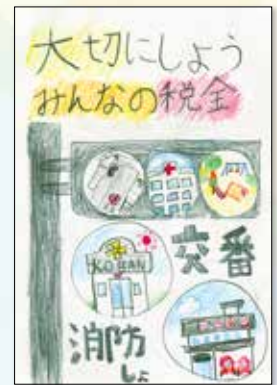
習志野市立鷺沼小学校
6年 高橋さん



八千代市立勝田台南小学校
6年 宮澤さん



八千代市立高津小学校
6年 大胡さん



八千代市立睦小学校
6年 周郷さん

優良賞 (30名) P.3に続く



千葉市立真砂東小学校
6年 門間さん



千葉市立磯辺第三小学校
6年 宇井さん



千葉市立磯辺第三小学校
6年 和泉さん



千葉市立磯辺第三小学校
6年 片桐さん



千葉市立磯辺第三小学校
6年 長沼さん



千葉市立磯辺第三小学校
6年 田中さん



千葉市立磯辺第三小学校
6年 土橋さん



千葉市立花園小学校
6年 沼田さん



千葉市立花園小学校
6年 関根さん

千葉西間税会主催「令和5年度 税の標語」入選作品の紹介

令和6年度 税制改正提言

要約版

《第39回 法人会全国大会》【群馬大会】

※提言書全文は「別冊」でお届けしています。どうぞ御覧ください。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！



提言書全文を本会
ホームページでも
お読みいただけます

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1)財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利

政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる

次ページ以降に、入選された6作品をご紹介します

活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

- (6)少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務とい

えよう。

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3)中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環

境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機

能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 環境問題への対応
- 3. 租税教育の充実

＜税目別の具体的課題＞

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2)交際費課税の適用期限延長
- (3)中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1)所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - ③個人住民税の均等割
- (2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1)被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の

課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2)経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）に

まで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)中事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

(4)法定外目的税

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)中森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)電子申告



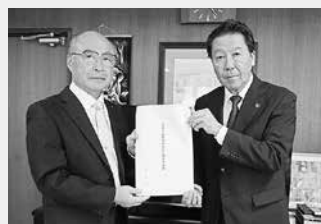
◎税制改正提言活動

全国大会での決議を受け、本会でも会長、副会長が手分けして、地元選出国會議員、3市長に令和6年度税制改正提言を実施しました。

11/2（木）吉田会長が習志野市宮本市長へ



11/6（月）植村副会長が八千代市服部市長へ



11/27（月）佐藤副会長が千葉市神谷市長へ



12/17（日）植村副会長が小林鷹之衆議院議員へ



税金の 視点を変えると 意義を知る

◇◇◇◇◇ 『税を考える週間』のページ ◇◇◇◇◇

『税』が、2023年「今年の漢字」に選ばれましたが、本年度も11/11～17『税を考える週間』に合わせ多くの事業が行われました。

◆令和5年度 納税表彰式典 11月13日（月）幕張メッセ国際会議場 3階

令和5年度の「千葉西税務署管内 納税表彰式典」は、11月13日（月）千葉市幕張メッセ国際会議場にて、執り行われました。式典後、立食にて祝賀会も開催しました。

【納税表彰関係は、本会ホームページの広報誌WEB版で、詳しくご紹介しています】



千葉西税務署 署長表彰（本会から3名）



前列右から安宅照男理事、市原浩一理事、同左から3人目鈴木和弘理事

千葉西税務署 署長感謝状受表彰者（本会から5名）



前列右から朝倉健吾理事、佐藤あかね理事、4人目 中島広明理事、左から2人目山崎和夫理事、中臺智子女性部会副部会長

千葉西法人会 会長感謝状受表彰者（4名）



前列左から宮前健理事、長岡勇理事、芦田松昭理事（土屋信之理事はご欠席）

税に関する絵はがきコンクール優秀賞受表彰者（4名）



前列左から磯辺第三小 高橋さん、花園小 小池さん、同右から実小 藤村さん、石山さん

◆女性部会「署の幹部を囲む座談会」

11/9（木）10：00～12：00

千葉西税務署にて「署の幹部を囲む座談会」が行われました。谷田署長から『税を考える週間』活動の歴史や未来に向けての税について講話を聴かせていただき、その後女性部会員7名が各社現状報告を行い大変有意義な時間となりました。

（女性部会 広報委員／及川直子）



◆優申会「署長を囲む懇談会」

11/16（木）15：00～17：00

今回は、松本会長 他会員8名の参加を得て、谷田署長からの講和に続き、各社からの現状報告、10月開始となったばかりのインボイス制度の影響等について相互に貴重な情報交換を行いました。



習志野市立第三中学校3年【千葉県間税会連合会 会長賞】

千葉西税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒262-8502 千葉市花見川区武石町 1-520 Tel. 043 (274) 2111 (代表)
 ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

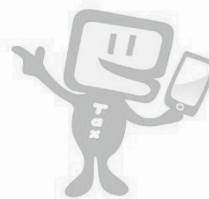
自宅から e-Tax が便利！

確定申告は

スマホからがおすすめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	千葉西税務署	千葉市花見川区 武石町 1-520	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配布状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

開設期間中は駐車場が使用できません
 (身体障がい者用駐車場は除く)。

ご不便をおかけしますが、税務署へお越しの際は公共交通機関のご利用をお願いします。

(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 申告書等の提出のみの場合は、千葉西税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから！



LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。

郵送での提出先は、下記へお願いします。

〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町 1 - 520

東京国税局業務センター千葉西分室(千葉西税務署)

各種チラシ・国税庁HPへのリンク集

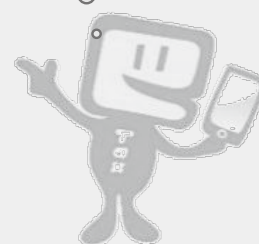
確定申告はご自宅からe-Taxで!

① 確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に!



- ・初めて申告される方
- ・作成会場（税務署）で申告された方
- ・作成コーナーで書面出力し、申告された方

こちらを確認ください!



② マイナポータルの詳細情報はこちら



集計や入力、保管の手間が不要!



③ 副収入がある方は、申告漏れにご注意ください!



ネットオークション等の副収入（副業）がある方はこちらを確認ください!

④ 贈与税の申告書の作成・送信は確定申告書等作成コーナーから!



贈与を受けた方で申告が必要な方はこちら!

⑤ 株式・配当の特定口座での取引を確定申告される方へ



特定口座の取引の申告はスマホからがおすすめです!

※ 上記二次元コードの遷移先は、下記リンクからもご覧いただけます。

- ① https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/01.pdf
- ② https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/03.pdf
- ③ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1906.htm>
- ④ https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/zoyo_e-tax.pdf
- ⑤ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/05.pdf

本部・委員会・ブロックだより

令和5年度第3四半期 委員会関係

会議名	開催日時	会場	内容	出席数
第2回総務委員会	10月10日(火) 17:30～18:30	幕張本郷「鮮」	・「役員大会」「全国大会」の結果について ・本年度事業計画運営状況・諸規定見直しについて ・次年度予算の組み立てについて	9名
第2回厚生委員会	10月26日(木) 18:00～19:00	習志野市役所 「キッチン志福楼」	・本年度の厚生委員会事業について ・全ブロック合同交流ゴルフ大会について	6名
第5回広報委員会	11月17日(金) 16:30～17:30	JR津田沼 「ジリオラ」	・広報誌秋号(173号)の反省・広報誌新年号(174号)編集会議① ・広報誌新年度企画・予算について	11名
第6回広報委員会	12月14日(木) 13:30～14:30	千葉西法人会 1階研修室	・広報誌新年号(174号)の編集会議② ・広報誌春号からの新企画について	8名



10/10 第2回 総務委員会



10/26 第2回 厚生委員会



11/17 第5回 広報委員会



12/14 第6回 広報委員会

令和5年度第3四半期 研修委員会研修関係

会議名	開催日時	会場	内容	出席数
第3回新設法人説明会 及びインボイス制度 説明会	10月5日(木) 13:30～16:30	千葉西法人会 1階研修室 及びZoon配信	「企業経営と税金の関係」「法人税、消費税、源泉所得税の基礎知識」 「インボイス制度」 講師：千葉県税理士会税理士、千葉西税務署担当官	7名
1日でわかる法人税 申告書の書き方	10月11日(水) 13:00～16:30	千葉西法人会 1階研修室	「法人税申告書」の仕組みを知り、自分で作成する 講師：千葉西税務署担当上席	4名
1日でわかる簿記の 仕組み	10月17日(火) 9:15～16:45	千葉西法人会 1階研修室	「わかりやすい簿記・経理の実務セミナーとして、 簿記の仕組みと基礎知識の習得」 講師：千葉県税理士会税理士 勝谷 忠広 氏	3名
第5回決算法人説明会 及びインボイス制度 説明会	11月22日(水) 13:30～16:30	千葉西法人会 1階研修室 及びZoon配信	「決算と申告事務の流れと注意点」「法人税、消費税、源泉所得税の 改正事項と注意点」「インボイス制度」 講師：千葉県税理士会税理士、千葉西税務署担当官	29名



10/5 第3回新設法人説明会及びインボイス制度説明会



10/11 1日でわかる法人税申告書の書き方



10/17 1日でわかる簿記の仕組み



11/22 第5回決算法人説明会及びインボイス制度説明会

令和5年度第3四半期 ブロック関係

詳細はこちらへ

千葉西ブロック①



千葉西ブロック②



千葉北・習志野・八千代ブロック



ブロック関係	開催日時	会場	内容	出席数
千葉西ブロック 第1回役員会	10月12日(木) 18:00～20:00	アーサー幕張店	・本年度事業進捗状況について ・今後の本部・ブロック事業予定について ・「会員増強運動」について	17名
八千代ブロック 第1回役員会	10月31日(火) 18:00～19:00	八千代台ユアエルム 2階「プラムス」	・本年度事業進捗状況について ・今後の本部・ブロック事業予定について ・「会員増強運動」について	16名
千葉西ブロック会員大会 及び第2回研修会	11月20日(月) 18:00～20:00	ホテルスプリングス幕 張	・千葉西税務署副署長講話 演題「税務行政の経験を通してそして福岡紹介」 ・ブロック会員交流会	36名
千葉西ブロック 管外研修会	11月21日(火) 日帰りバスツアー	茨城つくば方面	ブロック会員の研鑽と親睦交流を目的とした貸切バス旅行 「つくばサイエンスツアー」	21名
習志野ブロック 第2回研修会	11月21日(火) 15:00～16:30	実叡コミュニティ ホール	テーマ：「電子帳簿保存法」を一緒に勉強しましょう！ 講師：千葉西税務署担当調査官	38名
千葉北ブロック 第2回研修会	11月21日(火) 15:00～16:30	千葉鉄工団地会館	テーマ：「わかる！電子帳簿保存法～年末迄に行うべき電子取引の義務化対 策～」講師：千葉県税理士会千葉西支部、道明誉裕税理士	36名
習志野ブロック 正副ブロック長委員長等会議	11月27日(月) 12:30～13:30	京成津田沼 「寿々本」	・本年度事業進捗状況について ・今後の本部・ブロック事業計画について ・「会員増強運動」について	8名
八千代ブロック 第2回研修会	11月27日(月) 15:00～16:30	八千代商工会議所	テーマ：「わかる！電子帳簿保存法～年末迄に行うべき電子取引の義務化対 策～」講師：千葉県税理士会千葉西支部、道明誉裕税理士	20名
千葉西ブロック 会員交流ゴルフ大会	12月5日(火) 8:30～	本千葉 カントリークラブ	ブロック内会員同士の親睦事業	12名

税金は 未来の自分 照らす道

令和5年度 第3四半期 会議・研修会議・公益事業・交流事業関係

研修名	開催日時	会場	内容	出席数
税法研究部会 第4回研修会 (源泉所得税講座)	10月19日(木) 15:00～16:30	千葉西法人会 1階研修室	・源泉所得税講座「報酬料金、非居住者の取り扱い」 講師：千葉西税務署 法人課税第2部門担当官	8名
税法研究部会 役員研修会 兼税制委員会	10月20日(金) 16:00～17:00	ホテルメープル イン研修室	税法研究部会役員・税制委員を主対象とした研修会 テーマ「電子帳簿保存法改定について」 講師：千葉西税務署法人課税第1部門統括官、上席	11名
税法研究部会 第5回研修会 (年末調整説明会)	11月1日(水) ①9:30～12:00 ②14:00～16:30	津田沼モリシア ホール 4階	税法研究部会会員を主対象とした恒例の年末調整説明会 同内容で、午前と午後2回実施 講師：千葉西税務署法人課税第2部門上席他	午前 26名 午後 34名
女性部会 教養講座	11月7日(火) 10:30～12:30	千葉西法人会 1階研修室	テーマ『食品ロス』について考えよう 講師：食育ネット(株) 代表取締役 浅野 美希氏 女性部会教養講座では『食品ロス』について学びました。 本来食べられる食品が廃棄される事を食品ロスと呼びます。 講師の浅野さんは農家さんが作る大切な農産物を無駄なく提供するために、 農産物の産地地消や国内流通だけでなくとどまらず、農家さんが直接農産物を輸 出する為のフォローアップの活動もされています。 講演をお聞きして個人では大きなことは出来なくとも、日々の暮らしの中で出 来る事の一つとして食材を無駄なく購入し残さず食べる事も食品ロス削減で あると気づきました。(女性部会広報委員/及川直子)	14名
2会合同 オンライン研修	11月8日(水) 14:00～17:00	Zoomによる双 方向研修	・千葉南、西2法人会共催、相互ライブ研修事業 ・Excel技能向上による業務の質・スピードアップを狙うもの 講師：(株)エンカレッジ 玉野聖子 氏	9名
青年部会(全法連) 第37回全国青年の集い (山形大会)	11月10日(金) 14:00～	山形県山形市	全国青年部会連合会による全国大会	7名
県女連協 視察研修会	11月19日(日)～ 20日(月)	富士・河口湖面	県連主催による県内女性部会役員の視察研修会 令和5年度の千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会(女性連協)の視察研修は、 11月19日から1泊2日の行程で開催されました。参加者の内訳は千葉東、千葉西、 千葉南、成田、松戸、市川、船橋、佐原、茂原、木更津、館山の各法人会及び事 務局メンバーの総勢33名。初日は秩父宮記念公園や忍野八海、河口湖の紅葉回廊 などを巡り河口湖畔のホテルに宿泊しました。2日目は午前中に松山油脂河口湖工 場を訪問し石けんの製造工程を視察、午後からは西湖いやしの里根場(ねんば) を訪れ茅葺屋根の古民家群(21棟)を見学しました。富士山を背にしたその光景 はまさに日本の美しい原風景といえるものでした。今回の研修は両日とも小春日和 に恵まれ、特に雪を頂いた霊峰富士の姿には圧倒されました。この視察研修を準 備いただいた関係者のみなさんにこの場を借りまして心より感謝申し上げます。 (女性部会広報委員/谷津真知子)	3名
女性部会 年末交流会	12月8日(金) 18:00～	ホテル ザ・マンハッタン	恒例の女性部会年末部会員親睦交流会	15名
青年部会 忘年会	12月8日(金) 19:00～	生ラムジンギスカン 幸羊なんまん千葉店	恒例の青年部会年末部会員親睦交流会	18名



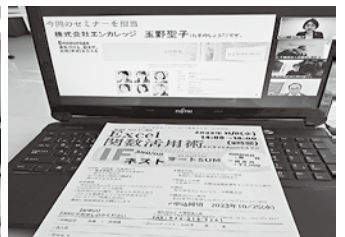
10/20 税法研究部会 役員研修会兼税制委員会



11/1 税法研究部会 第5回研修会(年末調整説明会)



11/7 女性部会 教養講座



11/8 2会合同 オンライン研修



11/10 青年部会(全法連) 第37回全国青年の集い



11/19 県女連協 視察研修会



12/8 女性部会 年末交流会



12/8 青年部会 忘年会

新会員紹介

(2023.10.1 ~ 2023.12.22)

※ホームページアドレスは入会申込書に記載があった場合のみ掲載しています。追加登録のご要望があれば事務局宛、どうぞご連絡下さい。(敬称略)

事業所名	代表者	HP アドレス	所在地	電話	業種
千葉西ブロック					
幕張南部支部					
(株)アンジー	代表取締役 清野 将弘		千葉市花見川区幕張町 2-2800-2	043-377-6696	造園工事業
(株)ドリームホームズ	代表取締役 小田 徹		千葉市花見川区幕張町 5-417-4	043-306-3511	不動産業(不動産売買)
幕張西部支部					
(株)PH コミュニケーションズ	代表取締役 寺澤 健太郎	https://blscorp.jp	千葉市花見川区幕張本郷 2-8-23 アミティ望月401号	043-306-8814	人材サービス
作新支部					
(株)ベルウッド	代表取締役 鈴木 健友		千葉市花見川区長作町 345-8	090-7243-2997	電気工事業
はな(同)	代表社員 吉川 あゆみ		千葉市花見川区長作台 2-34-40 ST ヴィラ 204	043-441-5162	医療・福祉(社会保険・福祉・介護事業)
検見川支部					
(株)H to E	代表取締役 栗野 諭		千葉市花見川区南花園 1-10-11	043-307-1558	飲食業
(株)伸和住宅	代表取締役 盛田 英義		千葉市花見川区検見川町 1-105-2	043-276-1141	不動産売買業
真砂磯辺支部					
(株)河野建築積算事務所	代表取締役 河野 初徳		千葉市美浜区磯辺 5-9-1-1320	043-303-1327	土木建築サービス(建築設計)
幕張新都心支部					
(株)レノヴァンス	代表取締役 藤原 一史	https://renovance.co.jp	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリアイースト 21階	043-276-7753	不動産業
(株)トレザイール	代表取締役 依田 充生	tresallir.jp	千葉市美浜区打瀬 3-13-5-605	090-8476-9720	マーケティングコンサルタント
M's Ark (株)	代表取締役 糸久 加寿哉		千葉市美浜区中瀬 1-3 MTG-CB 棟 3階 MBP	043-330-3116	軽貨物運送業
Biz Foods(同)	代表社員 時岡 高志	https://bizfoods.co.jp	千葉市美浜区若葉 3-1-18 幕張ベイパーククロスレジデンス S2-1	080-7829-4360	食品卸コンサル
(株)LONE PINE FINANCIAL	代表取締役 松本 主税		千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-307-5215	金融商品仲介業
千葉北ブロック					
長沼支部					
(株)佐藤工業所	代表取締役 佐藤 章		千葉市稲毛区長沼町 288-195	043-287-9415	空調設備
千種支部					
(有)ビーエス企画	代表取締役 家坂 徳明		千葉市花見川区千種町 356-30	043-258-1581	サービス業(カーテン工事)
積橋支部					
(株)Advance	代表取締役 塚田 一輝		千葉市花見川区積橋町 1621-16	043-216-5464	小売業
畑天戸支部					
ユニクローバー(株)	代表取締役 中里 賢	uni-clover.com	千葉市花見川区畑町 454-46	043-272-7141	貿易業
(有)ケアファクトリー	代表取締役 杉山 誠		千葉市花見川区さつきが丘 2-1-1-113	043-216-2280	整骨院、デイサービス
こてはし台支部					
(株)上総	代表取締役 初山 浩重	k-kazusa.co.jp	千葉市花見川区大日町 1332	043-257-7876	テント・看板・シート製造 施工業
(同)カラフラ	代表社員 窪 广娟	https://karafura.jp/	千葉市花見川区こてはし台 6-37-4	043-441-4486	通信販売業
山王六方小深					
アイコミュニケーションズ(株)	代表取締役 布留川 剛仁	https://ai-comm.net/	千葉市稲毛区山王町 271-1	043-312-0486	電気工事業
(株)ハイベル	代表取締役 森 穂高		千葉市稲毛区六方町 17-3		
(株)FALCON	代表取締役 吉岡 勇樹	falconinc.co.jp	千葉市稲毛区山王町 186-2	043-312-1272	とび土木工事
(株)内房運送	代表取締役 杉本 一樹		千葉市稲毛区小深町 28-1	043-422-6715	自動車貨物運送業
(有)内房商事	代表取締役 杉本 純二		千葉市稲毛区小深町 28-1	043-422-5334	土木工事業
習志野ブロック					
津田沼支部					
(株)TOP LINK	代表取締役 藤原 真吾		習志野市袖ヶ浦 6-3-1	047-440-8969	排水工事業

税金は 幸福を呼ぶ my angel (天使)

事業所名	代表者	HP アドレス	所在地	電話	業種
(株)アイカンパニー 大久保支部	代表取締役 石村 真一	https://ioffice-inc.com	習志野市津田沼 1-3-11 昭和第3ビル 6F	047-411-4730	空間プランニング
(株)福山住宅設備 八千代ブロック	代表取締役 赤沼 慶		習志野市大久保 2-14-5-308	047-413-9416	空調設備工事業
大和田菅田支部					
(株)フェイク 大和田第3支部	代表取締役 大西 亮治		八千代市ゆりのき台 8-27-5	043-304-5761	内装工事業
コーチ・ノト(同) 八千代台支部	代表社員 能登 綾子		八千代市緑が丘西 4-10-1 PORT.85.BLOCK	080-3557-5775	その他 社会保険・福祉業
東海住宅 MTC (株) 上高野阿蘇支部	代表取締役 須浦 宏樹	https://www.10kai.co.jp/mtc	八千代市八千代台南 1-6-6	047-484-5022	不動産業・家事代行業
(有)ケーティーライン	取締役 高橋 一文		八千代市上高野 661-6	047-411-9720	運送業
《準会員》					
(株)香裕商事	代表取締役 村山 奈保子		千葉市花見川区三角町 30-1 2F	043-216-5874	
《賛助会員》					
(株)かんぼ生命保険 船橋支店	支店長 南 安		船橋市浜町2-1-1 ららぽーと 三井ビル13階	047-437-2734	保険業
(株)RainbowFitness	代表取締役 重信 隼人	rainbow-fitness.co.jp	千葉市稲毛区宮野木町 1722-126	043-301-4547	パーソナルトレーナー
すとう博文法律事務所	代表弁護士 須藤 博文	https://sutohirobumi-lawoffice.amebaownd.com	千葉市若葉区西都賀 3-1-10 布施ビル2階	043-400-2240	弁護士事務所(民事、家事、刑事)
ROASTER's HOUSE	山田 奇子	roasters-house.com	千葉市花見川区花園 1-20-7	043-371-1327	小売業(コーヒー豆専門店)
池田空調設備	池田 拓平		八千代市大和田 601-1	080-4169-8019	建設業(空調工事)
KOBA PASTRY	小林 真一		千葉市花見川区 浪花町 16-13	043-307-5012	
(株)上野電設	代表取締役 上野 栄介		横浜市青葉区藤が丘1-9-1	045-479-2929	電気設備

本部だより

P.S. 版
(追加)

11月29日(水)、役員改選された年に隔年開催される「全ブロック合同会員交流ゴルフ大会」が成田のグリッサンドゴルフクラブで92名が参加し、開催されました。
詳しくはこちら→



税務署だより

P.S. 版
(追加)

12月22日(金)、千葉西税務署にて本会女性部会主催の「第8回税に関する絵はがきコンクール」で千葉西税務署長賞を受けた千葉市立花園小学校の池田さんと納税貯蓄組合主催の「税の作文コンクール」で表彰された八千代市立高津中学校の堀田さんが谷田税務署長から委嘱され、「1日税務署長」を務めました。
詳しくはこちら→



初めての「1日税務署長」委嘱された池田さんと応援の女性部会役員



令和5年度県連『会員増強運動』進捗状況(途中報告)

本年度の『会員増強運動』の目標は、①9～12月新規入会法人71社

②前年度比、3月末現在法人会員数の増加です。

最終結果は、春号でのご報告となりますが、12月22日(金)現在の状況を報告します。
役員、会員各位の『会員増強運動』へのご協力、ご支援宜しくお願い申し上げます。

12/22(金)現在 法人会員数 2,252社(昨年3月末比、△13社)

今後の事業予定のご案内

令和5年度第4四半期（令和6年1月～3月）

※諸事情による変更もございます

事業	月日	時間	会場等	主な内容
第6回決算法人説明会兼電子帳簿保存法説明会	1月11日(木)	13:30～16:30	千葉西法人会1階及びZoom配信	「決算と申告事務の流れと注意点」「法人税、消費税、源泉所得税の改正事項と注意点」「電子帳簿保存法」 講師：千葉県税理士会税理士、千葉西税務署担当官
2会合同オンライン研修会（LINE公式アカウントの使い方）	1月11日(木)	14:00～16:00	Zoom配信(双方向)による	・LINE公式アカウントの幅広い利用方法を丁寧に解説
八千代ブロック第2回役員会	1月16日(火)	18:00～19:00	下市場/大洋	・本年度事業報告、決算見込み ・新年度事業計画、予算協議
千葉西ブロック委員長・支部長会議	1月17日(水)	18:00～19:00	ホテルグリーンタワー幕張1階「桂翠」	ブロック内支部長と執行部による組織強化会議
新春賀詞交歓会	1月18日(木)	17:30～19:30	ホテルグリーンタワー幕張	・「千葉西税務懇和会」主催、新年の賀詞交歓会（立食方式で実施予定）
千葉北ブロック新会員歓迎ゴルフ大会	1月23日(火)	9:03～	久能カントリー倶楽部	新しく入会された会員の歓迎親睦ゴルフ大会（初企画）
千葉県法人会連合会新年賀詞交歓会	1月24日(水)	14:30～18:30	ホテルポートプラザちば	(第1部)新春講演会(第2部)納税表彰受彰祝典(第3部)新年賀詞交歓会
第3回研修委員会	2月1日(木)	18:00～19:00	ホテルスプリングス幕張	・本年度事業報告と今後の計画 ・次年度事業計画について ・第27回法人会フォーラム事前準備
税法研究部会第6回研修会	2月2日(金)	15:00～16:30	千葉西法人会1階研修室	・源泉所得税講座④「退職所得の取扱い」 講師：千葉西税務署担当官
女性部会第5回役員会	2月7日(水)	15:00～17:00	千葉西法人会1階研修室	・本年度事業報告、決算見込み、次年度計画、予算 ・「三部会総会」「全国女性フォーラム」の件他
第4回新設法人説明会兼電子帳簿保存法説明会	2月8日(木)	13:30～16:30	千葉西法人会1階及びZoom配信	「企業経営と税金の関係」「法人税、消費税、源泉所得税の基礎知識」「電子帳簿保存法」 講師：千葉県税理士会税理士、千葉西税務署担当官
千葉北ブロック管外研修会	3月15日(金)～16日(土)	一泊二日	鬼怒川・茨城方面（予定）	・ブロック内会員親睦バスツアー
2会合同オンライン研修会（Google活用術）	2月13日(火)	14:00～16:00	Zoom配信（双方向）による	・Googleの幅広い利用方法を丁寧に解説
第6回広報委員会	2月14日(水)	13:30～14:30	千葉西法人会1階研修室	・広報誌秋新年号(174号)の反省 ・広報誌春号(175号)編集会議①、今後の企画 ・ホームページ更新について
第27回法人会フォーラム	2月16日(金)	15:00～16:30	ホテルスプリングス幕張新館 スプリングスホール	・年に1度の公開無料講演会 ・演題「新しい年の行方を読む」 ・講師：外交ジャーナリスト・作家 手嶋 龍一 氏
習志野ブロック第2回役員会	2月21日(水)	18:00～19:00	JR津田沼 ジリオアラ	・本年度ブロック事業報告と決算見込み ・次年度事業計画、予算について ・次年度ブロック役員総会について 他
女性部会第6回役員会	3月6日(水)	15:00～17:00	千葉西法人会1階研修室	・第44回定時総会の議案と運営の件 ・「新年度諸事業」「租税教室」担当分担 他
生活習慣病健康診断(巡回健診)	3月1日(金)、7日(木)、18日(月)、22日(金)	9:00～	千葉鉄工団地会館 幕張勤労市民プラザ JA八千代市	(一財)全日本労働福祉協会による会員企業向け健康診断(事前、申し込みが必要です。本会HP又は別送されるご案内参照下さい)
令和5年度第2回理事会	3月5日(火)	11:00～12:00	ホテルグリーンタワー幕張	新年度予算理事会 (令和6年度事業計画、収支予算協議 他)
第7、8回決算法人説明会兼電子帳簿保存法説明会	3月18日(月)	9:30～12:30 13:30～16:30	津田沼モリシアビル 4階 モリシアホール	「決算と申告事務の流れと注意点」「法人税、消費税、源泉所得税の改正事項と注意点」「電子帳簿保存法」 講師：千葉県税理士会税理士、千葉西税務署担当官
青年部会部会員会議	3月中旬	18:30～20:30	千葉西法人会1階研修室	・本年度事業報告と決算見込み ・部会総会について ・新年度事業計画、収支予算

広報委員会

委員長 高橋 勝（習志野ブロック）	委員 鈴木 卓（千葉西ブロック）	委員 伊藤 勝巳（八千代ブロック）
副委員長 市原 康（千葉西ブロック）	委員 加藤 直人（千葉北ブロック）	委員 谷津真知子（女性部会）
	委員 遠田 恵一（千葉北ブロック）	委員 及川 直子（女性部会）
	委員 田久保浩一（習志野ブロック）	委員 久土地 剛（青年部会）
	委員 長岡 勇（八千代ブロック）	

少しずつ つなげて広がる 良い未来

司法書士さんのワンポイントアドバイス



Ai 司法書士法人
代表司法書士 小菅 和彦

今回のテーマ

②相続と不動産トピックス(その4) 成年後見って何?(家族信託との違い)

■前回までのお話

こんにちは。司法書士の小菅です。今回は「遺言書は遺したほうがいい?」と題して、遺言書のあれこれをご説明しました。ひとつだけ強調して繰り返すのであれば、「子供のいない夫婦は必ず遺言書を遺してください!」ってことですかね。

■成年後見って何?

さて、今回のテーマ「成年後見」です(これに対し未成年後見もありますが割愛します)。成年後見は、判断能力が衰えたり、まったく判断ができなくなった人(以降「ご本人」といいます)に、法的な保護者を付けることによりご本人の権利を擁護する制度です。例えば、悪徳訪問販売の契約を取り消したり、ご本人に代わり、遺産分割協議をしたり、不動産の売却を保護者がします。今や日本は超高齢化時代に突入り、それに伴い認知症を患う方の比率も増えています。しかも高齢者の資産保有率は断然高いです。時勢的に需要は高まっています。そのような認知証の方の保護が圧倒的に多いですが、認知症のほかにも、精神疾患の方、ダウン症など先天性疾患の方を保護するためもあります。そして、その保護者のことを後見人(又は保佐人、補助人)といいます。親族が後見人になるケースは半分くらいありますが、ご本人に財産がたくさんある場合や、法的課題(遺産分割、不動産売却、親族間に争いがあるなど)の場合などは、第三者専門職として弁護士や司法書士や社会福祉士が後見人に選任されることもあります。裁判所が定めた後見人を「法定後見人」といい、この制度を「法定後見」といいます。

一方、予め自身で選んだ人を、自身が認知症になったら保護してくれる後見人に選ぶこともできます。公証役場でその方と任意に公正証書で契約することで成立します。これを「任意後見」といい、その保護者を「任意後見人」といいます。任意後見は、ご本人が判断できる(つまり認知症になっていない)段階で、自ら意図した人を後見人に出来ますが、ご本人が既に判断ができない(つまり認知症になった)場合には、任意後見人を選ぶことはできません。ご本人に契約する能力が既がないからです。

法定後見と任意後見は、各々一長一短ありますが、現時では、圧倒的に法定後見が多いです。なぜなら、ご本人又は周りの親族が、そろそろ後見人を付けなければならないと考えた段階で、既にご本人は判断ができない状態になっていることが圧倒的に多いからです。



■任意後見と家族信託契約との違い

さて、昨今、家族信託契約がとても増えています。この家族信託契約も、ご本人が判断できる段階で、自ら意図した人

を受託者に出来ることは、任意後見と似ています。既に判断ができない場合は、受託者を選ぶことはできません。なぜなら契約する能力が既がないからです。任意後見と家族信託契約はとても似ています。とりわけ家族信託契約が任意後見よりも増えている理由は、任意後見だと後見監督人(家庭裁判所が選任し、任意後見人を監督する第三者弁護士など)に報酬が発生することと、家庭裁判所に対して報告義務があることのようなのです。その煩わしさが無いのが家族信託契約です。じゃあ、全て家族信託契約をしておけばいいのじゃないか!とお考えの方もあろうかと思いますが、この辺の判断は読者にお任せします。



■まとめ

法定後見と任意後見と家族信託契約について、多くを説明することは紙面上できませんが、次の図だけは、是非ご理解いただければと思います。

ご本人が判断できる時 (保護者となる人)	ご本人が判断できなくなった時 (保護者となる人)
↓	↓
任意後見 (任意後見人) 家族信託契約 (受託者)	法定後見 (法定後見人)

つまり、ご本人に判断能力がなくなる前の元気なうちに、任意後見や家族信託契約を検討して、保護者となってくれる近親者等を選んで契約することが、賢明な考えなのかもしれません。

■シリーズ終わりに一言

これまで、「相続・遺言・成年後見のこと、知っていて損はないです!」と題して4回に分けて諸々説明させて頂きました。私たち司法書士の業務は、いまや古典的な登記業務から、このような相続・遺言・成年後見・家族信託に移行しつつあるのだと感じています。この背景には、超高齢化社会と人々の権利意識の高まりがあるのだと思います。

私ども司法書士は、そのような時勢に合わせて、人々の役に立てるような法律家になるために日々精進していくことがとても大切だと感じています。



(会社概要)

①新津田沼事務所 (主たる事務所)
〒275-0016 習志野市津田沼 1-14-8 中央ビル 1F
電話 047-407-0115 FAX 047-407-0116
メールアドレス info@shintetsuaduma.jp

②千葉幕張事務所 (従たる事務所)~今年4月オープン~
〒261-0013 千葉市美浜区打瀬 2-1-1
グランパティオス公園東の街4番館 1F
電話 043-271-5026 FAX 043-271-5027
業務時間 ①②とも月~金 9:00~18:00 土 9:00~16:00

Ai (あい) 司法書士法人は、「親切、丁寧、迅速」をモットーに、クライアント様の問題解決を行っております。相続、遺産分割、遺言書、家族信託、成年後見、不動産・会社等の登記など、司法書士業務のあらゆるご相談とお手続又は代理をしております。
新津田沼と千葉幕張(美浜区打瀬)の2つの事務所があります。

こんにちは
トップに直撃!



18か所の認可保育園を経営する会社

鈴木委員長：本日はよろしくお願ひします。今回インタビューをさせて頂くにあたり、ホームページなどを拝見させていただきました。お子さんの数が減ってきているので「子供関連の業界が大変になる」とニュースやテレビなどで目にする事が多いように思います。一方で「待機児童」が増えている事は「追い風」のような気もしますがいかがですか。

伊藤取締役：共働き世帯が増加し、産休・育休を経て仕事を続ける女性の方も増えてきたことにより、保育園のニーズが高まり、待機児童も問題になっています。最近では、保育園の数が増え、待機児童も解消されつつあると思いますし、今後の少子化を考えると、これまでと同様とはいかないと思いますので、今後の見通しはしっかり考えなければならないと思っています。お子さまへの教育に対する支出は増えているといえますので、保育園運営に限らない今後の可能性もあるのではないかと考えています。また、保育園が社会に果たす役割として、地域の子どもたち、ご家庭を支える機能があると考えています。核家族が増える中で子育てへの不安を抱えたり孤独感を感じている方が増えていると言われており、地域のご家庭の第二の家のような存在として子育てをサポートするようなことができればと思っています。

鈴木委員長：「かえで」さんは小規模認可保育園で5か所を含め、認可保育園で18か所と、かなり数が多いように思いますが、その辺はいかがでしょう。

伊藤取締役：法人の規模としては「株式会社かえで」とグループ会社と併せて22園と一定の規模がある事はメリットだと思っています。ひとつは、どういう保育園かある程度認知してもらいやすい事です。また複数の保育園がある事から保育士さんは「異動」の可能性があって、転職しなくても働く保育園を変える事が出来るので、異動しながら長期的なキャリアを築く事ができる環境がある事も選んでもらいやすい要素だと思っています。会社としても長期的に働いてくれば長い目で人を育てる事が出来ます。また、もしひとつの園の入園数が減っても複数の園でカバー出来る事もメリットです。更に、最近始めた地域貢献では、ひとり親世帯の方の生活が苦しい場合、市と連携してこども家庭庁の補助金を活用し、1か月に1回食料品をお届けしていますが、このような活動が出来るのもスケール・メリットがあるからだと思います。

会員企業訪問シリーズ No.31

株式会社かえで

取締役経営企画部長 **伊藤 貴紀**

毎回広報委員が会員企業のトップから直接お話を伺う本企画もおかけさまで第31回目となりました。今回は今年度就任の鈴木卓千葉西ブロック広報委員長と市原康副委員長が、保育園経営の「株式会社かえで」さんの後継者、伊藤取締役役に直撃インタビューしました。

インタビュアー：千葉西ブロック広報委員長：鈴木 卓
千葉西ブロック広報副委員長：市原 康

日時：2023年11月15日（水）10：00～

場所：千葉銀行幕張本郷支店応接室

住所：千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-2-1
サンクレスト本郷206

URL：https://www.kaede-kp.com/



鈴木委員長：それは園児の家庭に限らずですか。

伊藤取締役：そうですね。1月までの事業ではあるのですが、地域のご家庭にもお届けしています。

鈴木委員長：お子さんだけでなく、子育て全体を考えていらっしゃるのですね。また、スケール・メリットがある事で、ご家庭の事情で引越をする場合などでも退職せずに別の園に異動して働き続けられる可能性があることは「すごいな」と思います。

長く楽しく働ける環境を作る

鈴木委員長：なぜ税制面で有利な「社会福祉法人」とか「学校法人」ではなくて「株式会社」にされたのでしょうか。

伊藤取締役：もともと社会福祉法人しか保育園の設立は出来なかったのですが、2000年頃から株式会社でも設立が出来るようになり、株式会社として保育園の設立・運営を始めました。税制面では納税意識をもってしっかり納税しています（笑）。税制面でのハンデはありますが、給与や福利厚生、職場環境を整備し、働きやすい環境をつくるとともに、保育士ひとりひとりが「やりがい」を持てる環境づくりを心掛けています。保育士の皆さんが楽しいと思いながら保育に取り組めることが重要で、経営側からのトップダウンの指示は極力少なく、現場の保育士ひとりひとりが子どもにも向き合い、こんな保育をしたいという思いが形になるような会社でありたいと思っています。

鈴木委員長：経営理念も素晴らしいですね。

伊藤取締役：当たり前の事です。ひとりひとりの個性を大事にする事、丁寧に向き合う事など基本中の基本が一番大事な事だと思うので、それをしっかりやっていければいいと思っています。

鈴木委員長：具体的にはどんな事がありますか。

伊藤取締役：保育士が日々の保育の中で子どもたちのありのままを受け止め、好きなこと、興味のあることを把握し、子どもたちの姿を踏まえた保育を実践してくれています。例えば、先日は、とある園でお子さんが週末にハンバーガーを食べに行ったことがきっかけになり、クラス皆がハンバーガーづくりに興味をもち、ハンバーガー屋さんごっこをしました。子どもたちみんなメニューやセットにつけるおもちゃを考え、店員さんになりきって注文を受け付けたり、テーブルをきれいにしたり。遊びの中で楽しみながらいろいろなことを

税金で あの子の笑顔 続いてく

学ぶきっかけにもなり、子どもたちの主体性を引き出すことも出来たと思います。

鈴木委員長：保育士の方がやりたいように、かつ安心してできるようにする事ですね。更に最終的にお子さんのためにという事がひしひしと伝わります。

伊藤取締役：会社として保育士さんが継続的に活躍できる環境を作っていく事が大切だと思います。

鈴木委員長：ところで、千葉県を中心に園を展開されていますが、埼玉県や三重県、秋田県にも園があり、そのうち全国組織になってしまうのではないのでしょうか。

伊藤取締役：ここ数年で新規の園の設立を進めてきていますが、待機児童の解消や少子化により、これまでと同じようには園を増やしていくことは難しいと考えています。今はむしろ、子どもの数が減ってくる中で「選ばれる園」となることが重要となっており、質の向上が求められています。

鈴木委員長：園の数を増やしていけない一つの理由として保育士さんの人手不足もあるのでしょうか。

伊藤取締役：確かに保育士の人手不足は感じています。そのため、何よりも、保育士さんが長く楽しく働ける環境をつくることを常に意識しています。保育の業界では書類作成や行事の準備等のための持ち帰り仕事が行われることもあるのですが、かえでグループでは残業はほとんどなく、持ち帰り仕事もしないように指導しています。その中で、給与面でも可能な限り上げることができるよう努力したり、退職金制度も導入したりしています。また、保育士の成長を後押しすることが重要ですので、積極的に研修を受けられるようにすることはもちろん、それぞれの現場にある保育の知恵や暗黙知を皆で共有したり学びあうことができるような機会を今後さらに作っていきたいと考えています。

保育園の仕事に転職する

市原委員：最後にご自身のことですが、中学・高校・大学はどちらにいかれたのですか。

伊藤取締役：中・高は渋谷幕張に行き、大学は東大に行きました。

市原委員：大学を卒業して、どのようなお仕事をされていたのですか。

伊藤取締役：経済産業省で色々な仕事に携わっていました。

鈴木委員長：厚生労働省ではなかったのですか。

伊藤取締役：残念ながら厚生労働省ではありませんでした(笑)。

市原委員：後を継がれる事は考えなかったのですか。

伊藤取締役：時々考えました。役所は2～3年で仕事が変わって、自分のテーマを持ちにくい所があって、自分なりに積み重ねていく仕事をした方が意味のある事が出来るかもしれないと思っていました。また、保育の仕事はこれからすごく大事になるとも思ったので、まずは5年、10年どこまでやれるかチャレンジしてみたいとも思いました。

市原委員：会長のお母様からお声がけはありませんでしたか。

伊藤取締役：声掛けもありましたし、この数年保育園運営の仕事のことも聞いていましたので、その中でやってみようと思うに至りました。

市原委員：決心されたのは、仕事がどんどん変わってしまう役所ではやり遂げた感が途切れてしまう事が一番ですか。

伊藤取締役：役所の仕事はそういう面では難しさは感じていたものの、その中でも出来ることはたくさんあり、天職かなと思えるくらいはやり切れたと思います。しかし、これまでの経験も踏まえて、保育や教育といった分野で新しいチャレンジをしてみたいという気持ちがありました。退官する前の4年はドローンや空飛ぶクルマといった新しい産業を創る仕事をしており、万博で空飛ぶクルマを飛ばそうという取組も



当事業案内表紙に使われている伊藤取締役ご家族がモデルの写真

していました。その中で、新しい産業や新しい社会をつくるという出来そうもないことを一步踏み越えてチャレンジする人がもっと必要だと感じていました。大企業の方も自治体の方も興味をもってくれる方は多かったのですが、新しいことを行うのに組織の壁に阻まれてしまったり、うまく進められないことも多くありました。その中で、少しずつでも、一步踏み込んで取組を進めてくれる仲間もたくさんでき、そういう方々と新たな産業づくりを進められました。今のこの社会は、これまでとは異なる新しいビジネスや新しい仕組みがもっと必要だと思っており、そういった新しい取組を進められる方が増えるほど、この世の中はもっと良くなると思っています。保育や教育の仕事は、自己肯定感や主体性を育むことで、意欲をもって主体的に何かに挑戦していく人を育てることにつながっていくと思っており、そういう意味では経産省での経験と今の仕事には連続性があると思っています。子育てや保育の世界を見たときにも、多くの課題があり、新たな取組や新たな仕組みが必要な領域だと思っています。この領域でも、多くの関係者の方と力をあわせて新しい社会像を描きながら課題の解決をしていきたいと思っています。また、保育の領域にとどまらず、まちづくりといった分野にも関わることが必要ではないかと思っています。例えば、マンションの建設や宅地の開発が行われる場所で保育園が不足することが起きますが、保育園をつくるのに適した土地が近隣では見つけられないこともあります。園庭の整備も結果的に困難となることも多いです。まちの形が変わり、人口が増えていくような場合に予めうまく計画することができれば、住む方にとって住みやすくなり、保育や子育てに関する悩みも減らせるようになるかもしれません。

鈴木委員長：老人向けの施設は考えられている例もある様ですが、若い方は聞いた事がありません。そう言われてみるとドキッとしますね。

伊藤取締役：そういうハードとかインフラを作る時に、そこに住む人達にとってどのような暮らしが良いのかを考えた街のデザインが出来ると良いと思っているので、そんな事まで携わってあげればと思っています。

鈴木委員長：改めて保育の仕事の重要さを認識しました。今日は忙しい中ありがとうございました。

～ 編集後記 ～

伊藤取締役のお話を伺っていて、一企業の経営者としての視点もさることながら、もっと上の視点から見ているようなお話をされるので違和感を覚える時がありました。しかし前職が経済産業省だと伺って納得がきました。これからの経営者はこういう視点で世の中を見て行動していかなくてはならないのだと思いました。会長が育てた株式会社かえでさんは、次世代に引き継がれても今以上に社会に求められる企業になっていくだろうと感じました。

(千葉西ブロック 広報副委員長 市原 康)

地域の仲間たち

掲載原稿
募集中!

海浜飯店（箱崎株式会社）

新会員

代表者 代表取締役 有野 啓蘭
設立 令和3年11月
事業内容 中華料理
住所 千葉市美浜区磯辺 4-19-6
(JR検見川浜駅から598m、
磯辺中並び)
TEL : 043-307-5597
営業時間 11:00 ~ 14:30、17:00 ~ 22:30



PayPay 使えます
(QRコード決済可)

中華料理一筋、30年!!

昨年7月オープンの本格中華

手作り春巻き

小籠包

トンポーロー



株式会社ここすまいる

新会員

代表者 代表取締役 工藤 美智子
設立 令和2年2月
事業内容 不動産及び建築一般
住所 千葉市花見川区花見川区畑町 759-201
TEL : 043-307-8893 FAX : 043-307-8894
E-メール : info@kokosmile.co.jp
URL : https://kokosmile.co.jp/
定休日 : 水曜日



住まいに笑顔をお届けします!

・不動産売買・賃貸管理・相続・リフォーム

女性スタッフのみで運営しておりますので、女性の方もお気軽にご相談ください。

私たちが責任をもって、お客様のニーズに合わせたご提案をさせていただきます。

有限会社 田久保石油

代表者 代表取締役
田久保 美江子
創業 昭和53年5月
事業内容 ガソリンスタンド
住所 習志野市藤崎
1-1-17



TEL : 047-476-6111 FAX : 047-476-6112

習志野市企業局から藤崎交番方面すぐ
給油から手洗い洗車、オイル交換フル対応の



月~土、朝7時→夜8時

貴車の給油をお待ちしています!!

(習志野ブロック藤崎本大久保支部副支部長)

有限会社八千代タクシー

代表者 代表取締役 大澤 郁吉子
設立 昭和30年2月
事業内容 ハイヤー、タクシー運送業
住所 八千代市大和田 474-23
TEL : 047-483-1237 FAX : 047-483-1235
E-メール : ytaxi.1234@gmail.com
URL : ytaxi.jp

八千代市を拠点に、まもなく創業70年を迎え、全国でも稀な女性社長をトップとするタクシー会社です。国土交通省より『女性ドライバー応援企業』に認定され、国土交通省指定団体の『働きやすい職場認証制度』に登録致しました。男性ドライバーのみならず、女性ドライバーも働きやすい環境作りを積極的に推進しております。2023年4月、東京ディズニーランド近くに新浦安営業所を新設し、最新鋭のIT遠隔技術を導入し、順調に事業を展開しております。



千葉西法人会広報誌やホームページで貴社をPRしてください!!

広報誌「地域の仲間たち」原稿募集中!

検索システムの
詳細はこちら

貴社の営業情報を法人会のホームページ「会員検索システム」にどんどん載せよう!
詳しくは、<https://www.youtube.com/watch?v=HSpBV99WY04> 又は事務局までどうぞ。お待ちしております。



公益社団法人 千葉西法人会 会員証

法人税確定申告書「別表一」下の余白に貼付する会員証で申告書にこのマークを切り取って貼りましょう。

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「16 加入組合等の状況」欄に千葉西法人会会員と入力しましょう。